

合併の認証申請から登記完了の届出までのフロー

NPO法人

京 都 府

府 民

①合併認証申請書類の提出

(1)提出
(申請)

②公告

軽微な補正

(2週間未満)

縦覧期間1箇月

3箇月以内

縦覧書類

- ・定款
- ・役員名簿
- ・合併趣旨書
- ・事業計画書
- ・活動予算書

③認証・不認証の
決定

(2)通知

2週間以内

④債権者への公告・催告
等

- ・貸借対照表及び財産目録の作成及び事務所への備置き
- ・合併に異議を述べることができる旨の公告及び催告

2箇月以上

2週間以内

⑤設立登記(京都地方法務局での登記) = 法人成立

⑥設立登記完了
届出書の提出

(遅滞なく)

(3)提出
(届出)

⑦社員及び利害関係者等への閲覧

⑧その他の事務所所在地
の法務局で登記

⑨社員及び利害関係者への閲覧書類の備置き

閲覧書類

- ・定款
- ・認証に関する書類の写し
- ・登記に関する書類の写し
- ・役員名簿
- ・事業計画書
- ・活動予算書
- ・財産目録